

# 朝日町元気なまち 応援商品券について



朝日町では、新型コロナウイルス感染症の消費と家計に与える影響を踏まえ、町内での消費拡大を目的に商品券を発行し、町内の事業者や町民の皆さまを応援させていただくこととなりました。

## (対象者)

令和2年7月31日時点で朝日町に住民登録のある方

## (配布額)

1人5,000円(500円券×10枚綴)

## (配布方法)

世帯主に各世帯人数分の商品券を郵送します。  
9月中旬から順次発送しますが、郵送完了まで2～3週間程度かかります。  
また、受取時に印鑑が必要になります。



## (使用期間)

10月10日(土)から令和3年2月28日(日)  
※使用期間を過ぎた商品券は無効となります。

## (利用可能事業所)

町内にある商品・サービスを提供する店舗・事業所(町外では使用不可)

**注 意**：現在公募中のため、商品券発送時に取扱事業所一覧表を同封します。

## (使用に際しての注意事項)

- 券面額に満たない使用でも、つり銭は支払いません。
- 商品券の再利用・再発行はできません。
- 使用期間終了後の使用はできません。また、未使用券の現金化は行いません。

## (商品券の使用対象とならないもの)

- 出資や債務の支払い(税金、振込手数料、国・地方公共団体への支払い、公共料金、医療費・薬等の保険適用に係るもの)
- 換金性の高いものの購入  
(有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等)
- たばこ事業法に規定する製造たばこの購入
- 事業の用に供するための物品・サービス等の調達
- 土地・家屋、自動車、高額商品など資産性の高い商品の購入
- 家賃・地代・駐車場等の不動産に関わる支払い
- 現金との換金、商品券との交換又は売買、金融機関への預け入れ
- 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に係る支払い
- 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- その他商品券の発行趣旨にそぐわないもの

**朝日町元気なまち応援商品券取扱事業所 随時募集中!**  
町内の店舗・事業所を随時募集しております。  
登録申請書はホームページからダウンロードできます。

問い合わせ先 産業建設課 TEL 377-5658